

発議第13号

静岡市市民による自転車の安全利用の確保に関する条例の制定について

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成28年12月13日

提出者

池谷大輔	寺尾 昭	平島政二	石井孝治	山梨 渉	鈴木直明	池邨善満
畑田 響	福地 健	工藤公彦	早川清文	尾崎剛司	西谷博子	大石直樹
井上智仁	遠藤広樹	佐藤成子	望月俊明	大村一雄	丹沢卓久	牧田博之
繁田和三	松谷 清	鈴木節子	風間重樹	山本彰彦	馬居喜代子	水野敏夫
中山道晴	山根田鶴子	浅場 武	亀澤敏之	三浦雅司	遠藤裕孝	石上顕太郎
安竹信男	山本明久	内田隆典	白鳥 実	岩崎良浩	望月厚司	栗田知明
井上恒彌	田形清信	栗田裕之	鈴木和彦	伊東稔浩		

静岡市市民による自転車の安全利用の確保に関する条例

温暖な気候に恵まれ、東西に広がる静岡平野に中心市街地や住宅地が形成された本市は、自転車利用者が多く、また、中心市街地及びその周辺は多くの歩行者で賑わっている。このような状況から、朝夕の通学時間帯をはじめとして、一団となって並走する高校生等、自転車の危険な走行が歩行者や自動車の交通の安全を損ねている状況が多くみられる。

このことは、自転車が気軽に利便性の高い交通手段として多くの市民に利用されている一方で、自転車が車両であること、交通ルールが守られなければ、歩行者、特に交通弱者に危害を加え得るものであることについての理解が十分でないことが主な原因であると考えられる。

そこで、自転車を利用するしないにかかわらず、市、市民、事業者等が一体となって自転車の利用における安全意識を共有し、誰もが他人を思いやり、互いに譲り合う事故の無い安全な交通の確保を実現することを目指し、ここに本条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全な利用に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、歩行者を含む交通の安全を確保し、もって安全安心な生活環境の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する者をいう。
- (2) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (3) 自動車等 法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (4) 道路 法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。
- (5) 交通安全団体 交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体をいう。

(基本理念)

第3条 自転車の安全な利用は、市民一人ひとりが自転車の安全利用についての理解を深め、交通事故を起こさず、交通事故に遭わないよう心がけるとともに、市その他の主体が安全な交通環境の整備に努めることにより実現されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、自転車の安全な利用の促進に資する施策を総合的に実施するものとする。

- 2 市は、自転車の安全な利用の促進に資する施策を推進するため、国、静岡県、静岡県警察、事業者及び交通安全団体と相互に連携を図るものとする。
- 3 市は、市民に対し、定期的、段階的に歩行者及び自転車利用者の交通安全に関する教育を実施しなければならない。
- 4 市は、市内において交通事故が多数発生し、市民等に対し注意を喚起する必要があると認めるときは、交通事故多発警報を発するとともに、交通事故の増加を防止するための総合的かつ集中的な対策を講じなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自転車の安全な利用を推進するとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 市民は、児童、高齢者、障害者その他道路の通行に配慮を必要とする者の安全が自転車の走行により脅かされることのないよう努めなければならない。

(歩行者の責務)

第6条 歩行者は、道路の通行に当たっては、交通安全に関する法令を遵守するとともに、携帯電話等に表示された画面を注視すること等の他の交通への注意力が散漫となるような行為を慎むなど、道路交通に危険を生じさせないように努めなければならない。

- 2 歩行者は、夜間に歩行する場合は、明るい服装や自発光式反射材を装着するなど自転車及

び自動車等の利用者から認識されるよう努めなければならない。

(自転車利用者の責務)

第7条 自転車利用者は、車両の運転者としての責任を自覚し、交通安全に関する法令を遵守するとともに、歩行者の通行及び自動車等の運行に十分配慮して自転車を利用しなければならない。

2 自転車利用者は、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。

3 自転車利用者は、自転車が関係する交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済（以下「自転車損害保険等」という。）への加入に努めなければならない。

4 自転車利用者は、その利用する自転車の定期的な点検及び整備その他の交通事故を防止するための対策に努めなければならない。

5 自転車利用者は、歩行者に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるような運転をしてはならない。

(自転車小売業者の責務)

第8条 自転車小売業者は、自転車の点検及び整備の必要性に関する情報その他の自転車の安全な利用に関する情報の提供及び助言を行うよう努めなければならない。

(自動車等運転者の責務)

第9条 自動車等の運転者は、自転車その他の交通の安全に配慮するよう努めなければならない。

2 自動車等の運転者は、自転車又は歩行者の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。

3 自動車等の運転者は、早期の前照灯点灯等他の交通から認識しやすくなる措置を取るよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第10条 事業者は、その事業活動において、その従業員に対し、交通安全に関する啓発及び指導を行うとともに自転車の安全な利用に関する市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(学校等における交通安全教育)

第11条 学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、保育所及び認定こども園をいう。）を管理する者は、その学生、生徒、児童又は幼児に対し、その発達の段階に応じた交通安全教育を行うよう努めなければならない。

2 学校等を管理する者は、市、又は静岡県警察等の関係機関との連携を密にし、交通安全教

育に資する情報の収集に努めなければならない。

3 学校等を管理する者は、その学生又は生徒で通学に自転車を利用する者に対し、自転車の危険な利用に起因する事故の実例等を踏まえた啓発指導を定期に実施するものとする。

4 市長は、前項の規定に基づく啓発指導の実施に必要な協力を行うものとし、必要があると認めるときは、その実施の状況について報告を求めることができる。

5 大学、学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を管理する者は、その生徒又は学生に対し、交通安全教育を行うよう努めなければならない。

(家庭における交通安全教育等)

第12条 幼児、児童又は生徒を保護する責任のある者（以下「保護者」という。）は、その保護する幼児、児童又は生徒に対し、交通安全教育を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その保護する幼児、児童又は生徒が自転車に乗車するときは、反射材、乗車用ヘルメットその他交通事故の防止、被害の軽減に資する器具を使用させるよう努めなければならない。

3 保護者は、その保護する幼児、児童又は生徒が利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備するよう努めるとともに、自転車損害保険等に加入するよう努めなければならない。

(高齢者の同居者等の助言)

第13条 高齢者の同居者等は、夜間に歩行する場合における自発光反射材の装着その他の交通事故の防止に関する事項について必要な助言をするよう努めなければならない。

(広報、啓発等)

第14条 市は、自転車の安全な利用の促進について、市民、自転車利用者及び事業者の理解と協力を得られるよう広報活動及び啓発活動を行うものとする。

2 市、交通安全団体、自転車小売業者等は、自転車を利用する者の自転車損害保険等への加入を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、自転車の交通量が多いと認められる区域においては、重点的かつ計画的に自転車の安全利用の啓発に取り組むものとする。

4 市は、前項の規定による啓発を行うため、自転車交通安全指導員を置くものとする。

5 交通安全団体、自転車小売業者等は、広報活動、啓発活動その他の取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

(雑則)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。